平成２４年（再イ）第４号
鳥取県鳥取市若葉台北４丁目18番５号
再生債務者　山田　和良
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　　鳥取地方裁判所民事部
平成２４年（再イ）第６号
鳥取県鳥取市若葉台北４丁目18番５号
再生債務者　山田　明美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　　鳥取地方裁判所民事部
平成２４年（再イ）第２３号
福岡県小郡市希みが丘１丁目９番地８
再生債務者　肥山　昭二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月13日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
平成２４年（再イ）第１１号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7186番地市営住宅60―２―７―123
再生債務者　永友　隆裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２４年（再イ）第２６６号
札幌市東区北32条東10丁目１番11号
再生債務者　長内　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（再イ）第１２号
北海道室蘭市白鳥台３丁目28番５―502号
再生債務者　横山　光宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係
平成２４年（再イ）第１４号
北海道旭川市大町１条３丁目14番地の13　みずほコーポ407
再生債務者　中島由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　　旭川地方裁判所民事部
平成２４年（再イ）第８号
青森県弘前市大字松原東２丁目２番地11
再生債務者　對馬　睦夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　青森地方裁判所弘前支部
平成２４年（再イ）第７号
岩手県花巻市南万丁目1270番地４
再生債務者　高橋　和喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　盛岡地方裁判所花巻支部
平成２４年（再イ）第１９号
島根県仁多郡奥出雲町亀嵩2386番地１
再生債務者　石原　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月14日　　松江地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 62 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成24年12月12日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 24 年 12 月 27 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第K1212号
2、名称　愛知時計電機株式会社
3、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
4、特定計量器の種類　ガスメーター

1、承認番号　第D1229号
2、名称　株式会社宝計機製作所
3、住所　山口県柳井市柳井3889番地
4、特定計量器の種類　非自動はかり

型式住宅部分等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第品製 105 号
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第１項の規定により型式住宅部分等製造者の認証を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成 24 年 12 月 27 日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁
平成12年建設省告示第1656号第２号に掲げる規格化された型式の住宅（認証年月日：平成24年８月31日）
旭化成ホームズ株式会社（東京都新宿区西新宿１―24―１）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３
P0102010302Ab0970228、P0102010302Ab0971734
P0102010302Ab0971738、P0102010302Ab2310044
P0102010302Ab2310228、P0102010302Ab2310234
P0102010302Ab2310238
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級２
P0102010202Ab0980228、P0102010202Ab0981734
P0102010202Ab0981738、P0102010202Ab2320044
P0102010202Ab2320228、P0102010202Ab2320234
P0102010202Ab2320238
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級１
P0102010102Ab0990044、P0102010102Ab0990228
P0102010102Ab0991734、P0102010102Ab0991738
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３
P0102020302Ab0970228、P0102020302Ab0971734
P0102020302Ab0971738
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級２
P0102020202Ab0980228、P0102020202Ab0981734
P0102020202Ab0981738
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級１
P0102020102Ab0990044、P0102020102Ab0990228
P0102020102Ab0991734、P0102020102Ab0991738
P0102020102Ab2310044、P0102020102Ab2310228
P0102020102Ab2310234、P0102020102Ab2310238
P0102020102Ab2320044、P0102020102Ab2320228
P0102020102Ab2320234、P0102020102Ab2320238
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
P0102030202Ab0970228、P0102030202Ab0971734
P0102030202Ab0971738、P0102030202Ab0980228
P0102030202Ab0981734、P0102030202Ab0981738
耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１
P0102030102Ab0990044、P0102030102Ab0990228
P0102030102Ab0991734、P0102030102Ab0991738
P0102030102Ab2310044、P0102030102Ab2310228
P0102030102Ab2310234、P0102030102Ab2310238
P0102030102Ab2320044、P0102030102Ab2320228
P0102030102Ab2320234、P0102030102Ab2320238
劣化対策等級（構造躯体等）―等級３
P0102140302Ab03311
積水化学工業株式会社（大阪府大阪市北区西天満２―４―４）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３
P0102010302Aa0212311、P0102010302Aa0212312
P0102010302Aa0212313、P0102010302Aa2720334
P0102010302Aa2721831、P0102010302Aa2730334
P0102010302Aa2731931
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級２
P0102010202Aa0222311、P0102010202Aa0222312
P0102010202Aa0222313、P0102010202Aa2740334
P0102010202Aa2741931